

各自治会長 様

小清水町長 久保 弘志

## 地域対応活用住宅の使用者募集について

日頃より、本町行政の円滑な推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
このことにつきまして、下記のとおり使用者募集を開始いたしましたので、入居をご希望される方は申込みされますよう、貴自治会内に周知くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 地域対応活用住宅とは

近年、人口減少などにより空室が増加している地域の公営住宅を、地域課題の解決等に有効活用するため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、公営住宅本来の入居対象者以外に使用することについて国から承認を受けた住宅です。

このたび、小清水町では、従業員の住宅確保に困窮する町内事業者には社宅として貸付け、本来は所得制限などにより入居することが難しい就労者や若年者などが公営住宅に入居することにより、高齢化が進行する団地や地域の活性化を図ることを目的として、地域対応活用の承認を受けました。

#### 2. 申請要件

主な要件は以下のとおりですが、詳しくは建設課建設係までお問合せください。

- ・使用者の要件
  - ①原則として町内に事業所を有する事業者
  - ②町税等に未納や滞納がない方
  - ③暴力団又は暴力団員でない方
- ・入居者の要件
  - ①町内事業所に就労する従業員（就労予定を含む）
  - ②原則として町民又は小清水町に転入予定の方
  - ③暴力団員でない方
  - ④入居する従業員とその家族は地域の自治会に加入し自治会活動に積極的に参加する意思のある方

#### 3. 募集住宅

団地ごとに募集戸数が決まっており、空室の状況により使用できる間取りが異なります。

- ・小清水団地 2戸（現在、2LDK、3LDKどちらにも空室があります。）
- ・南団地 5戸（現在、空室は2LDKのみとなっています。）

**【裏面に続きます】**

#### 4. 申請方法

申請書には個人事業主又は法人の代表者の自署又は押印が必要です。  
必要に応じて印鑑をご用意のうえ、**建設課建設係窓口**にてお申込みください。  
随時受付をしておりますが、定数に達した場合は募集を停止しますので、事前にお問合せください。

#### 5. 住宅使用料（家賃）について

築年数や面積などにより、住宅ごとに固定の家賃が設定されており、現在募集している小清水団地、南団地ではおおよそ28,000円～35,000円の使用料になります。

#### 6. 注意事項

- ・地域対応活用住宅は、公営住宅本来の入居対象者の入居を阻害しない範囲で有効活用することが認められた住宅であり、その年度ごとに活用可能な住宅の承認を受けていることから、原則として使用期間は1年以内（その年度の3月末まで）となります。  
※空室に余剰があるなど本来入居者の入居が阻害されないことが確実で、翌年度も国からの承認を受けられた場合に限り、使用期間を1年延長することができます。
- ・同一国籍かつ同性の従業員は部屋数を上限として同居が可能です。親族の同居に人数制限はありません。
- ・町外や外国籍などの入居者は住民票や在留資格を確認する場合があります。
- ・駐車場は1戸につき1台のみ使用可能です。
- ・ペット等の飼育はできません。

申込みにあたり、ご不明な点などがありましたらお気軽にお問合せください。

お問合せ先

小清水町建設課建設係（3番窓口）

電話番号：0152-62-4475